

令和4年度 第1回千葉県建築審査会議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和4年5月25日（水）午後2時から午後2時50分まで

場所：千葉市中央区長洲1-8-1 ホテルプラザ菜の花4階「楨1」

2. 出席した委員の氏名

上野武委員、宇於崎勝也委員、石井慎一委員、芦谷典子委員、子安正宏委員、前島彩子委員

3. 議事の案件名及び結果

(1) 同意案件

建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可1件、建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可1件が同意された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について	白井市	タクシー乗り場上屋	同意
2	建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可の同意について	君津市	工業用水道施設	同意

4. 議事の経過（公開審議）

(1) 同意案件

○案件第1号

建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について（白井市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

委員・・・当該申請地は駅の開業から40年以上経過しているが、今回での上屋設置理由は何か。また、申請理由書からはどこの駅にでも適用できるように思える。

事務局・・・日中、常にタクシーが待っているわけではなく、電話予約した方が待っている状況があり、雨除け等のため上屋の設置が必要となることから、申請に至った。申請理由書については、今後検討したい。

委員・・・ベンチの新設範囲までが許可対象ということか。乗り場に向けて柵で囲いこむような状況であるがこれで間違いはないか。

事務局・・・タクシーが来るまで待つ方のために、ベンチを設置している。また、歩道と車道に高低差がありこれを処理するため、スロープが設置されている。歩道側とスロープの落ち込みを防ぐため、柵で囲われている。

委員・・・既存のバス停にもベンチは設置されているか。

事務局・・・上屋の近くに設置されている。

委員・・・他になければ同意とする。

○案件第2号

建築基準法第48条第3項の規定による許可の同意について（君津市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

委員・・・新規の発電機は72時間稼働できるが、現在使用している自家発電機では何時間稼働できるのか。

事務局・・・現在の発電機では給水能力が通常時の半分で、停電時に実質50時間稼働するのが限界だったが、新規の発電機は停電時でも通常時の全量分の電力を確保し、72時間稼働させることができる。

委員・・・燃料として軽油を選択しているが、その理由は何か。

事務局・・・非常時に安定した燃料供給が見込めることから軽油を使用している。

委員・・・1階ピロティ部分が3mほど上がっているが、敷地が浸水する区域か。

事務局・・・君津市洪水ハザードマップで、敷地全体が浸水想定区域とされている。

委員・・・既存施設も浸水するという事か。

事務局・・・今回申請建築物は浸水対応を行っているが、既存施設も申請者から順次浸水対応していくと聞いている。

委員・・・既存施設が浸水対応する都度許可が必要か。

事務局・・・建築物の建て替えや増築等の際には、その都度申請が必要となる。

委員・・・公聴会に参加された利害関係者は、どの辺りの居住者が参加されたか。

事務局・・・4名が参加され、申請地東側住宅地の方や西側土地所有者が参加された。

委員・・・公聴会の開催通知はどの程度送付しているか。

事務局・・・70件程度の方へ送付した。

委員・・・他になければ同意とする。

以上